

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会  
岡山城天守閣等利活用事業に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市の観光シンボルである「岡山城天守閣(以下「天守閣」という。)」について、文化の向上と観光資源の発掘を図るため、ユニークベニューなどによる天守閣及び附属施設の幅広い利活用のための事業として実施するために必要な事項を定める。

(利活用事業の対象)

第2条 利活用事業の対象は、下記のものとする。

- (1) 天守閣における夜間利用
- (2) 天守閣附属施設等の利用

2 前項の利用用途は、特定の団体又は者が参加する会議、集会、バンケット及びこれらに類する催事等とし、利用申請に基づき利用を認められたものとする。

(利用可能日及び時間)

第3条 利活用事業として利用できる日は、平成33年3月31日までの毎年1月1日から12月28日までとする。ただし、閉場期間や、(公社)おかやま観光コンベンション協会(以下「協会」という。)または岡山市が事業を実施する日、管理運営上支障があると認められる日等、特別な場合についてはこの限りではない。

2 利用可能時間は、別表第1のとおりとする。

(利用の申請)

第4条 この要綱に基づく利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「岡山城天守閣等利活用事業利用(変更申請)申請書(様式第1号)」を、利用日の1ヶ月前までに協会会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

附属施設(不明門)の利用で指定された時間内に限り、一部利用日の1週間前までの提出を認める。

2 前項に定める申請において、会長が必要と認める書類を添付させることができるものとする。

3 承認を受けた事項を変更しようとするときは、申請者は速やかに変更申請を行うこととする。

ただし、一部の変更(入場者数や備品追加等)については、変更申請が必要のない場合もある。

(利用の承認)

第5条 会長は、前条の規定により申請のあったとき、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、「岡山城天守閣等利活用事業利用承認通知書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

2 前項において、会長及び岡山市が必要と認める場合は利用について条件を付すことができる。

(利用の不承認)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合、第4条の規定による申請を承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動、又は利活用事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (2) 岡山市公共施設における暴力団排除に関する条例に該当するもの
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの
- (4) 建物、器具、展示物等をき損し、汚損し、又は滅失するおそれのあるもの
- (5) 利活用事業について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれのあるもの
- (6) その他、会長及び岡山市が適当でないと認めるもの

(目的外利用の禁止等)

第7条 利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、承認を受けた目的以外に利用し、又は利用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用承認の取消し等)

第8条 会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上やむを得ない事態が発生したときは、承認した事項を変更し、又は利用の停止を命じ、若しくは承認を取り消すことができる。

- (1) 岡山城天守閣条例又は岡山城天守閣条例施行規則若しくはこの要綱の定めに違反したとき
- (2) 偽りその他不正な手段によって利用承認を受けたとき
- (3) 第6条各号のいずれかに該当することとなったとき

2 前項の処分により、利用者に損害が生ずることがあっても、会長及び岡山市はその賠償の責めを負わない。

(利用者の責務)

第9条 本事業における天守閣及び附属施設等の利用料は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定める利用料、備品料及び着付け体験料については原則、前納とする。

ただし、会長が一部または全部の後納を認める場合は、この限りではない。

3 利用者は、利活用事業による効果検証のため、会長及び岡山市が求める調査に協力するものとする。

4 第5条の規定による承認は天守閣及び附属施設の利用に限り承認を行うものであり、利用者は、利用に際し必要な物品や資材等の準備及び片付け、利用後の現状復旧、その他利用に伴い必要な許可手続きを、自己の責任において行うこととする。

(利用料の還付)

第10条 既納の利用料は、還付しない。ただし、利用者の責めによらないで、利用ができなくなったとき、又は会長が相当の理由があると認めたときは、この限りではない。

(入場の制限)

第11条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者については、入場を許可しない。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品等を携行する者
- (2) めいてい等により他人に危害又は迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (3) 建物、器具、展示物等を損傷するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(禁止行為)

第12条 利用に際して、原則、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火気の使用
- (2) 場内での喫煙行為
- (3) 建物、器具、展示物等をき損し、汚損し、又は滅失する行為
- (4) 物品の販売、その他これに類するような商行為
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること
- (6) 展示物展示フロアへの飲食物の持込み及び飲食行為
- (7) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける行為
- (8) その他、管理上支障があると認められる行為

2 会長は、前項の規定に違反し、かつ協会職員の指示に従わない者及び利用者に対しては、退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第13条 利用者又は入場者が、故意又は過失により天守閣の施設又は設備をき損、又は滅失した場合に利用者は、これを原状に復し、損害が生じた場合は協会又は岡山市に賠償しなければならない。

2 利用に際し、入退場及び利用中に起きた事故に対しての損害賠償は、利用者が負うものとし、岡山市及び協会は一切の責任を負わない。

(要綱の改正)

第14条 この要綱に定める利用は利活用事業として実施することから、施行後の利用状況等を鑑み、会長が必要と認める場合は、この要綱を改正することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2. 岡山城天守閣夜間利用に関する要綱（平成25年12月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3. この要綱施行の際、現に利用の許可を受けている者が、その許可にかかる利用をすることができるものとされている期間中は、その利用についてこの要綱の規定による許可を受けたものとみなす。

4. 平成30年3月31日までに利用を許可した者に係る利用料金については、この要綱による別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改定附則)

5. この要綱は、平成30年6月20日から一部改定し施行する。

別表第1（第3条、第9条関係）

区 分		内 容	金額（税込）
岡山城天守閣		午後5時30分から午後9時30分まで	70,000円
附属施設	不明門	(午前) 午前9時から正午まで	7,500円
		(昼) 正午から午後1時まで	2,500円
		(午後) 午後1時から～午後5時まで	10,000円
		(夜間) 午後5時から午後9時30分まで	11,250円
		※不明門利用時、不明門内に設置されている机・パイプ椅子・ホワイトボード	無料
備品	屋外照明	廊下門から天守閣前広場までの石段部分 1回につき ※ <u>岡山城天守閣夜間利用の場合は原則必要</u>	10,800円
	会議机	天守閣内利用1卓1回につき	162円
	スタッキングチェア	天守閣内利用1脚1回につき	108円
	金屏風	天守閣内利用1式1回につき	3,780円
	音響一式 (ホプレート付)	天守閣内利用1式1回につき	15,120円
	〃 (ホプレート無)		5,400円
	パーテーションポール	1本1回につき	324円
ポータブルアンプ	1式1回につき	540円	
着付け体験	お殿様・お姫様	1回2時間以内 (15名程度着付可)	21,600円
	甲冑	1回2時間以内 (15名程度着付可)	21,600円

## 備考

- 1 不明門は、岡山城天守閣開場時間に限り利用できることとする。
- 2 不明門における正午から午後1時までの時間帯は、不明門の午前または午後の時間帯との併用に限り利用できることとする。
- 3 着付け体験は、岡山城天守閣夜間利用との併用に限り利用できることとする。